

不動産の合同公売を実施しました

平成30年11月21日に群馬県と群馬県西部管内の自治体が高崎市役所で不動産の合同公売を実施しました。

本市では、土地付建物2件、土地5件の計7件の不動産について公売を実施しました。

このうち1件に対して入札があり、11月28日に売却決定をしました。売却決定金額は60万円で、この売却金額は滞納市税などに充当しました。

公売は、市税滞納により差押えた財産を市が売却し、滞納市税などに充てる手続です。

今後も、税負担の公平と市税の徴収を図るため、納税がない場合は財産を差押え、その財産の公売を積極的に進

◎公売実施の推移(平成26～30年度)

実施年度	実施件数	落札件数	売却金(円)
26	5	0	0
27	12	2	9,270,000
28	10	2	8,251,000
29	9	1	770,001
30	7	1	600,000

めていきます。

公売はどなたでも(一部例外あり)参加できます。公売実施の際はぜひご検討ください。

市税などの納め忘れはありませんか
4月1日をもって通常の納期限は全て到来します

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資(もと)となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。本市においては、大多数の皆さんが納期限内に納付しています。税を納めない人がいると、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになるうえ、納期限内に納付している人との公平性を欠くこととなります。市税の納め忘れがないよう、皆さんのご協力をお願いします。

市税は納期限内納付が原則です

市税などの平成30年度通常納期限は、4月1日をもって全て到来します。納付は納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送など多額の経費がかかり、その経費も市税で負担することになります。また、延滞金が発生する場合もあります。今後とも納期限内納付にご協力ください。

納税・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

滞納処分とは、市が滞納者の財産を差押えることです。私債権とは異なり、税を滞納している場合、市は裁判所に訴える必要なく差押えができません。

なお、市税に滞納がある人で確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、差押えの手続を行ったうえで、全て市税に充当します。市税を分割納付している人も全て差押えの対象となります。

◎滞納処分の状況(平成30年度) 平成30年12月31日現在

区分	件数
預貯金	457
給与・年金	29
生命保険	41
国税還付金	9
売掛金・賃料ほか	7
不動産	12
計	555
換価による税収	48,032,350円

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病气、事業の休止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納付ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

困収納課収納整理係(☎内線1084)

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日(納期限日)には夜間窓口を開設しています。

場所	時間	開設日
困収納課	午後8時まで	4月1日(月)

市税の口座振替納付済通知書の廃止のお知らせ

毎年、年度末に送付されていた市税の「口座振替納付済通知書」を経費削減および省資源化の観点から、平成26年度から廃止しています。振替済の結果は、預貯金通帳への記帳によりご確認をお願いします。なお、継続検査(車検)が必要な車両の軽自動車税については、これまでどおり送付します。ご理解、ご協力をお願いします。

廃止した税目	廃止しない税目
市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(継続検査の必要のない軽自動車)	軽自動車税(継続検査の必要ない軽自動車)